

文化財の指定・登録の基準＜抄＞

目次

○ 登録有形文化財登録基準	2
○ 登録有形民俗文化財登録基準	2
○ 国宝及び重要文化財指定基準	3
○ 重要有形民俗文化財指定基準	5
○ 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準	6
○ 重要無形民俗文化財指定基準	7
○ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準	8
○ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準	8

○登録有形文化財登録基準

(平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十四号)

建造物以外の部

建築物以外の有形文化財(重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が
行っているものを除く。)のうち、原則として制作後五十年を経過したものであって歴史的若しくは系統的にま
とまって伝存したもの又は系統的若しくは網羅的に収集されたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する
もの

- 一 文化史的意義を有するもの
- 二 学術的価値を有するもの
- 三 歴史上の意義を有するもの

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地
方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として建設後五十年を経過し、かつ、次の各号のいずれか
に該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

○登録有形民俗文化財登録基準

(平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十五号)

有形の民俗文化財(重要有形民俗文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が
行っているものを除く。)うち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 形態、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- 二 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特
色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- 三 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国民の生活文化との関連を示す
もののうち重要なもの

○国宝及び重要文化財指定基準

(昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)

昭和二十九年十二月二十五日文化財保護委員会告示第五十七号 一部廃止

昭和三十年五月二十五日文化財保護委員会告示第二十九号 改正

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十三号 改正

平成七年三月六日文部省告示第二十四号 改正

平成八年二月九日文部省告示第六号 改正

平成八年十月二十八日文部省告示第百八十五号 改正(行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第九十九号)附則第三項参照)

絵画、彫刻の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 二 我が国の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

工芸品の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 二 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

書跡、典籍の部

重要文化財

- 一 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 二 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 四 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとって特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値の特に高いもの又は我が国の文化史上特に貴重なもの

古文書の部

重要文化財

- 一 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 二 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 四 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が特に高く、かつ、歴史上特に意義の深いもの

考古資料の部

重要文化財

- 一 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 二 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 三 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 四 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 五 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、代表的なもの

歴史資料の部

重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、歴史上極めて意義の深いもの

建造物の部

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの
- (二) 技術的に優秀なもの
- (三) 歴史的価値の高いもの
- (四) 学術的価値の高いもの
- (五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

国宝

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

○重要有形民俗文化財指定基準

(文化財保護委員会告示第五十八号)

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十五号 改正

平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十二号 改正

一 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、制作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (一) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (二) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (三) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (四) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (五) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (六) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (七) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (八) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具 舞台等
- (九) 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (十) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

二 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (一) 歴史的変遷を示すもの
- (二) 時代的特色を示すもの
- (三) 地域的特色を示すもの
- (四) 技術的特色を示すもの
- (五) 生活様式の特徴を示すもの
- (六) 職能の様相を示すもの

三 我が国民以外の人々に係る前二項に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの

○重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

(文化財保護委員会告示第五十五号)

昭和五十年十一月二十日文部省告示第百五十四号 改正(行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第九十九号)附則第三項参照) 改正

第一 重要無形文化財の指定基準

〔芸能関係〕

- 一 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
 - (一) 芸術上特に価値の高いもの
 - (二) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
 - (三) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの
- 二 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

〔工芸技術関係〕

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
 - (一) 芸術上特に価値の高いもの
 - (二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
 - (三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

〔芸能関係〕

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体现できる者
- 二 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が一体となつて芸能又は技法を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

〔工芸技術関係〕

保持者

- 一 重要無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- 二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

○重要無形民俗文化財指定基準

(文部省告示第百五十六号)

平成十七年三月二十八日文部科学省告示第四十三号 改正

- 一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの

○記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

(文化財保護委員会告示第五十六号)

〔芸能関係〕

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち我が国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

(文化財保護委員会告示第五十九号)

昭和五十年十一月二十日文化庁告示第十六号 改正

平成十七年三月二十八日文化庁告示第十二号 改正

一 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

(一) 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

(一) 芸能の発生又は成立を示すもの

(二) 芸能の変遷の過程を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

(一) 技術の発生又は成立を示すもの

(二) 技術の変遷の過程を示すもの

(三) 地域的特色を示すもの

四 無形の民俗文化財のうち前三項には該当しないが、重要有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの

五 我が国民以外の人々に係る前各項に規定する無形の民俗文化財で我が国民の生活文化との関連上特に重要なもの